

平成14年11月20日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会委員長

厳正な服務規律の徹底と的確な学校管理の確保について（通知）

服務規律の確保等については、これまでも通知、会議等を通して、繰り返しその徹底についてお願いしてきたところですが、平成14年8月23日付け監査第253号で勧告された事項等を踏まえ、服務規律の一層の徹底と的確な学校管理について、下記のとおりの遺漏のないよう願います。

記

1 旅行命令に当たっての事前審査の徹底等について

- (1) 事前の審査を十分に行い、安易に直行直帰を命じること等のないよう、学校に出勤してからでは用務開始時刻に間に合わないか、用務終了後学校に戻って勤務すべき時間がないか等について精査の上、適正な旅行命令を行うこと。
- (2) 旅行用務の内容に応じて勤務時間の割振りを適正に行い、学校日誌又は勤務時間の割振り変更簿（平成14年11月20日付け教高第704号「『勤務時間の割振り変更簿』の試行について（通知）」参照）に記録すること。
- (3) 交通機関の都合等によって、やむを得ず用務地で勤務時間内に待機時間を生じるような場合は、その理由を明確にし、相当時間の具体的な活用方法も含めて旅行命令を行い、その実施状況についても併せて復命させること。

2 任意団体主催の会議等の参加について

職員が任意団体の主催会議等に参加する場合は、前例踏襲によることなく、その参加の必要性を十分に精査し、旅行命令を行うこと。